報道資料

【発信日】令和5年12月27日 【問合わせ先】

大野市役所(2階 24番窓口)

行政経営部総務課 多田

電話 0779-66-1111 内線 2600

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事案の概要

令和4年9月1日、大野市中野町4丁目の調整池の清掃作業を実施した際に刈り取った草、約300キログラムを大野市蕨生の市道荒島岳線の脇に投棄した。 令和5年12月19日付けで、市職員3人が廃棄物の処理及び清掃に関する法 律違反により罰金の略式命令を受けた。

- 3 所属部課名 くらし環境部建設整備課

4 処分内容等

| 職名等 | 年齢 | 性別 | 処分内容(懲戒処分) |
|------|-----|----|-----------------|
| 課長補佐 | 51歳 | 男性 | 減給 10 分の 1 2 か月 |
| 業務職員 | 46歳 | 男性 | 減給 10 分の 1 2 か月 |
| 業務職員 | 66歳 | 男性 | 減給 10 分の 1 2 か月 |

5 その他

次のとおり管理監督者等に対し指導上の措置を講じた。

・管理監督者 くらし環境部長 訓告(文書)

建設整備課長 訓告(文書)

• 作業関係者 業務職員 5 名 口頭訓告